

令和4年度答申第1号
令和4年12月7日

高槻市長 濱田 剛史 様

高槻市個人情報保護審査会
会長 松本 和彦

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年11月26日付け高健国第2501号-1により諮問のあった事案について、次のとおり答申する。

第1 当審査会の結論

処分庁高槻市長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 事実

1 審査請求に至る経過

(1) 自己情報の削除請求及び中止請求

審査請求人は、高槻市個人情報保護条例（昭和61年高槻市条例第41号。以下「条例」という。）第17条の規定により、実施機関が保有する審査請求人の住所、氏名及び生年月日（以下「住所等」という。）の記録の削除の請求（以下「削除請求」という。）及び目的外利用の中止の請求（以下「中止請求」という。）を次のとおり行った。

- ア 令和3年9月10日 削除請求（国民健康保険課分及び長寿介護課分）
- イ 令和3年9月17日 削除請求（健康づくり推進課分及び保健予防課分）
- ウ 令和3年9月24日 削除請求（産業振興課分）
- エ 令和3年10月1日 中止請求（アからウまでの課（長寿介護課を除く。）分）

(2) 実施機関の決定

実施機関は、(1)アからエまでの各請求に対して、次のとおり決定（以下「本件決定」という。）を行った。

- ア 令和3年10月11日
削除請求（国民健康保険課分及び長寿介護課分） 削除しない決定
- イ 令和3年10月14日
削除請求（健康づくり推進課分及び産業振興課分） 削除しない決定
- ウ 令和3年10月15日
(ア) 削除請求（保健予防課分） 削除しない決定

- (イ) 中止請求（保健予防課分） 目的外利用を中止しない決定
- エ 令和3年10月18日
中止請求（産業振興課分） 目的外利用を中止しない決定
- オ 令和3年10月19日
中止請求（国民健康保険課分） 目的外利用を中止しない決定
- カ 令和3年10月21日
中止請求（健康づくり推進課分） 目的外利用を中止しない決定

(3) 審査請求及び諮問

ア 審査請求

審査請求人は、令和3年11月19日付けで、審査庁高槻市長（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件決定を不服として行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

イ 諮問

諮問実施機関は、令和3年11月26日付けで、条例第21条第2項の規定により、当審査会に対し、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

2 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

実施機関は、次に掲げる事務を遂行するに当たり、審査請求人の同意なしに住所等を使用して書類の交付、発行等を行っている。これは、条例第9条第2項の規定による収集及び条例第10条第2項の規定による目的外利用に違反し、違法であり無効であるから、本件決定を取り消し、各事務における審査請求人の住所等の記録の削除及び目的外利用の中止をすとの裁決を求める。

ア 介護保険の被保険者証の交付、保険料の督促状等に係る事務（以下「介護保険事務」という。）

イ がん検診の実施に係る事務（以下「がん検診事務」という。）

ウ 予防接種の実施に係る事務（以下「予防接種事務」という。）

エ スクラム高槻地元のお店応援券の購入引換券の発行等に係る事務（以下「応援券事務」という。）

(2) 審査請求の理由

ア 客が民間の保険に加入する場合、どのようにするか。客が民間の保険会社に電話、インターネットなどで加入申込書の郵送を依頼する。客は、加入申込書に住所等を記入し、印鑑を押して返送し、保険契約が成立する。これによって、加入する意思表示が客観的に書証として保存できる。

高槻市（以下「市」という。）の介護保険では、加入申込書を市内に郵送しないで、一般的に通用するこのような常識的な手順を飛ばして、住民票などが

ら取得した住所等を審査請求人の同意を得ないで無断使用して、介護保険の被保険者証並びに介護保険料の督促状及び催告状を作成し、市民に郵送しているだけである。市民は、加入申込書を市に提出していないので、加入する意思表示をしていない状態で、個人情報である住所等を同意していない状態で、市に無断使用されている。もしも、市が介護保険の加入申込書を市民に郵送していた場合、個人情報である住所及び氏名を同意していない状態で、宛先に使ったとしても他に方法がないとすれば黙認することになる。しかし、同意していない状態で無断使用して、生年月日まで使って介護保険の被保険者証を作成したのは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）違反である。

高槻市民は、民間会社に勤める人が大部分であると審査請求人は考える。民間会社では、他社と契約して仕事をしている。契約は、2社が同意することで成立する。市民から見ると、市の仕事方法が非常識で違法であることがよく分かる。市が法を順守して仕事をするのを審査請求人は希望する。

イ 条例第2章「個人情報の収集等（収集、保管及び利用をいう。以下同じ。）の制限」

条例第9条第2項に、実施機関は、次に掲げる場合において個人情報を本人以外のものから収集することができるとされている。

(ア) 本人の同意があるとき（第1号）。

(イ) 条例第10条第2項第3号の本人の生命、健康、生活又は財産に対する危険を回避するため（第5号）。

条例第10条第4項に、実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかに、その旨を本人に通知しなければならないとされている。

これらの規定を各課に当てはめる。

ウ 国民健康保険課は、介護保険の被保険者証の作成、介護保険料の督促状及び催告状の作成に住民票などの審査請求人の個人情報を、審査請求人の同意を得ないで使用しているため、個人情報の目的外利用に当てはまる。本人の生命、健康、生活又は財産に対する危険を回避するためには当てはまらないので、個人情報の目的外利用に当てはまる。本人に通知していないので、個人情報の目的外利用に当てはまる。

エ 健康づくり推進課は、がん検診お知らせ郵便はがきの作成、保健予防課は、予防接種お知らせ郵便はがきの作成に住民票などの審査請求人の個人情報を、審査請求人の同意を得ないで使用しているため、個人情報の目的外利用に当てはまる。本人の生命、健康、生活又は財産に対する危険を回避するためには、健康が当てはまるようだが、がん検診のお知らせ、予防接種のお知らせは、広報誌「たかつきDAYS」に掲載したり、市のホームページに掲載すれば、市民に知らせることができることから、個人情報の目的外利用に当てはまる。本人に通知していないので、個人情報の目的外利用に当てはまる。

オ 産業振興課は「スクラム高槻地元のお店応援券の購入引換券」を郵送する簡易書留の作成に、住民票などの審査請求人の個人情報を、審査請求人の同意を

得ないで使用しているため、個人情報の目的外利用に当てはまる。本人の生命、健康、生活又は財産に対する危険を回避するためには当てはまらないので、個人情報の目的外利用に当てはまる。本人に通知していないので、個人情報の目的外利用に当てはまる。

カ 削除しない理由に「目的達成の範囲内で個人情報を収集している」とあるが、収集している個人情報は、既に法違反したものである。

目的外利用を中止しない理由に「目的達成の範囲内で個人情報を収集している」とあるが、収集している個人情報は、既に法違反したものである。

キ 審査請求人が市に転居し、市に転入届を提出したのは、昭和〇〇年〇月である。この時は、法は施行していない。法の施行は、平成17年4月1日であるから、平成17年4月1日以降に、市は審査請求人に対して法第18条第1項及び第2項の個人情報取得時の利用目的の通知をして、審査請求人から同意を得る必要があるが、市は実施していない。これは、法違反で市の不作為（作為義務違反）である。条例には、法第18条第1項及び第2項に当てはまる条文はないようである。条文があれば、条例の施行は昭和62年4月1日であるから、昭和62年4月1日以降に、市は審査請求人に対して個人情報取得時の利用目的の通知をして、審査請求人から同意を得る必要があるが、条文がないので市は実施していない。これも、市の不作為（作為義務違反）である。

ク 市の不作為（作為義務違反）により、審査請求人は、市が記録する審査請求人の個人情報がどのように、何に使われているかわからないため、不安になり精神的損害、精神的苦痛を受けている状態である。この状態は、市の不法行為である。民法第709条によれば、故意、過失により他人の権利を侵害した者は、損害を賠償する責任がある。民法第710条によれば、精神的損害、精神的苦痛を賠償する責任がある。憲法第17条によれば、公務員の不法行為により損害を受けたときは、賠償を求めることができる。

ケ 市は、法違反、不作為（作為義務違反）、不法行為をしていて、悪質なことがよく分かる。市の国民健康保険課、長寿介護課、健康づくり推進課、保健予防課及び産業振興課が記録し、使用している審査請求人の住所等は、審査請求人の同意を得ていない無断使用であるため、法的効力はない。無効である。各課が作成した郵便物及び簡易書留の不在連絡票が盗まれ、請求者の個人情報が悪用される危険もある。審査請求人は、市の国民健康保険課、長寿介護課、健康づくり推進課、保健予防課及び産業振興課が記録し、使用している審査請求人の住所等の削除を請求する。削除しない場合は、裁判所に申し立てる。審査請求人は、市の国民健康保険課、長寿介護課、健康づくり推進課、保健予防課及び産業振興課が記録し、使用している審査請求人の住所等の目的外利用の中止を請求する。目的外利用の中止をしない場合は、裁判所に申し立てる。

(3) 実施機関の弁明に対する反論

弁明書の内容は、「自己情報非開示等決定通知書」と同じである。審査請求人は、「自己情報非開示等決定通知書」に不服があるため審査請求をしている。弁明書は、法違反、不作為（作為義務違反）、不法行為は弁明していない。民事訴

訟では、相手の主張に対して認否しないと、相手の主張を認めたとして扱われる。上記のことから、市は法違反、不作為（作為義務違反）、不法行為を認め認諾したことになる。

市は、法違反、不作為（作為義務違反）、不法行為をしていて、悪質なことが分かる。市の国民健康保険課、長寿介護課、健康づくり推進課、保健予防課及び産業振興課が記録し、使用している審査請求人の住所等は、審査請求人の同意を得ていない無断使用であるため、法的効力はない。無効である。各課が作成した郵便物及び簡易書留の不在連絡票が盗まれ、請求者の個人情報が悪用される危険もある。審査請求人は、市の国民健康保険課、長寿介護課、健康づくり推進課、保健予防課及び産業振興課が記録し、使用している審査請求人の住所等の削除を請求する。削除しない場合は、裁判所に申し立てる。審査請求人は、市の国民健康保険課、長寿介護課、健康づくり推進課、保健予防課及び産業振興課が記録し、使用している審査請求人の住所等の目的外利用の中止を請求する。目的外利用の中止をしない場合は、裁判所に申し立てる。

3 実施機関の弁明

弁明書及び当審査会による意見聴取の結果を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、妥当である。

(2) 審査請求に対する弁明

ア 法令等の定めについて

- (ア) 介護保険事務については、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第26条の規定により、市町村は第1号被保険者に対し被保険者証を交付しなければならないとされているとともに、介護保険法（平成9年法律第123号）第129条及び第132条並びに高槻市介護保険条例（平成12年高槻市条例第16号）第10条の規定により、第1号被保険者に対し納入を義務付けられた保険料の徴収に係る督促状を発行している。
- (イ) がん検診事務については、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第4条の2の規定により市町村はがん検診の実施に努めること、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第13条の規定によりがんの予防の推進のために必要な施策を講ずることとされており、当該施策を実現するため高槻市がん検診・結核検診実施要綱において年齢等の区分に応じてがん検診の対象者を定めている。
- (ウ) 予防接種事務については、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条及び予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3の規定により、市町村は年齢等により区分された市民に対し予防接種を行わなければならないものとされている。
- (エ) 応援券事務については、令和3年度高槻市プレミアム付商品券事業実施要

綱に基づき実施しており、令和3年3月1日又は同年4月30日時点で高槻市に住民登録がある者が属する世帯に対して送付するものである。

イ 介護保険事務、がん検診事務及び予防接種事務（以下「法令事務」という。）について

審査請求人は、法令事務を行うに当たって収集した住所等の記録が同意なしに収集されたものであり、条例第9条第2項の規定に違反し無効であると主張する。しかし、ア(ア)から(ウ)までに記載するとおり、法令等において市町村が行うこととされている事務の実施に当たっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第1条においても「市町村・・・において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに・・・国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする」とあるように、法律に定めのある住民に関する事務において住所等の記録を利用することは、住民基本台帳法の目的そのものである。また、その実施の前提となる本人の住所等の記録が得られないのであれば、当該事務の実施そのものが不可能となるものであり、審査請求人の主張は失当である。

住所等の記録の削除の請求について、実施機関は「個人情報の収集等をするときは、その所掌する事務の目的達成に必要な範囲内で行わなければならない」（条例第7条第1項）とされているところ、法令事務において審査請求人の住所等の収集等をしたものであり、ア(ア)から(ウ)までに記載する法令等の定めに基づき、それぞれの目的達成のために必要な範囲内で収集等を行っているため、同項の規定には違反しない。

住所等の目的外利用の中止の請求について、実施機関は「個人情報の収集等の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関内部若しくは実施機関相互での利用をし、又は実施機関以外のものに個人情報の提供をしてはならない」（条例第10条第1項本文）とされているところ、法令事務に係る個人情報の収集等の目的は、住民に関する事務の処理の基礎とするものであり、それぞれの法令等に定めのある住民に関する事務の実行のため利用することは、目的の範囲を超えるものではないため、条例第10条第1項から第3項までの規定には違反しない。

ウ 応援券事務について

住所等の記録の削除の請求について、実施機関は「個人情報の収集等をするときは、その所掌する事務の目的達成に必要な範囲内で行わなければならない」（条例第7条第1項）とされているところ、高槻地元のお店応援券の事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少した市内飲食店、小売店等及び市民の家計への支援を行うことにより、消費を喚起し、地域経済の底上げを図るため、ア(エ)のとおりに行ったものであり、送付に当たっては、氏名、住所は勿論のこと、同姓同名の者への送付に係る本人確認のため生年月日を必要とするものであり、事務の目的達成に必要な範囲内で行ったものであるため、条例第7条第1項の規定には違反しない。

住所等の目的外利用の中止の請求について、条例第10条第1項において個人情報の目的外利用を禁止しているところ、同条第2項において「実施機関が

審議会（高槻市個人情報保護運営審議会をいう。以下同じ。）の意見を聴いて、公務の執行のため又は住民の福祉向上のため、特に必要があると認めたとき。」

（同項第5号）は目的外利用をすることができることとされている。具体的に審議会が認めたものは、「公務の執行のため又は住民の福祉向上のため特に必要のある目的外利用について（答申）（平成15年10月7日付け高個議第14号）」において類型化されており、本件は、類型7「乳幼児健康検査、学齢簿・・・等の対象者を把握するために、年齢要件、居住要件等により住民基本台帳、外国人登録原票から該当者を抽出する」に該当するため、審査請求人の住所等の記録を利用したものである。したがって、条例第10条第1項から第3項までの規定には違反しない。

さらに、住所等の記録の収集の方法については、条例第9条第1項において個人情報直接本人から収集しなければならないところ、同条第2項において「次条第2項各号の規定に基づく目的外利用による時。」（同項第5号）は本人以外から収集できることとされており、上記のとおり条例第10条第2項各号の規定に基づく目的外利用に当たるため、条例第9条第2項の規定には違反していない。

エ 以上のとおり、本件決定は何ら違法、不当な点は存在せず、審査請求人の主張に理由はない。

第3 当審査会の判断理由

1 本件の争点

審査請求人は、実施機関が第2の2(1)アからエまでの事務（以下「審査請求対象事務」という。）を実施するに当たり、審査請求人の同意なしに住所等を使用して書類の交付、発行等を行っており、これは条例第9条第2項及び第10条第2項の規定に違反し、違法であり無効であるから、本件決定の取消し、各事務における審査請求人の住所等の記録の削除及び目的外利用の中止を求めている。

他方、実施機関は第2の3(2)のとおり、個人情報の収集等及び目的外利用について、条例の規定に違反しておらず、本件決定に何ら違法、不当な点は存在していないから、審査請求人の主張に理由はないと主張している。

したがって、本件の争点は、実施機関が審査請求対象事務を実施するに当たり、条例の規定に違反して個人情報の収集等がなされているとき又は目的外利用がされようとしているときに該当するか否かである。

2 審査請求対象事務について

- (1) 介護保険事務については、介護保険法において「市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。」（第3条第1項）とされており、介護保険の被保険者は、「①市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（以下「第1号被保険者」という。）、②市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者」とされている（第9条）。

そして、介護保険法施行規則において、市町村は第1号被保険者に対し被保険者証を交付しなければならない（第26条第1項）とされるとともに、介護保険

法において、市町村は介護保険事業に要する費用に充てるため保険料を徴収しなければならない（第129条第1項）とされ、第1号被保険者は市町村がその者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合においては当該保険料を納付しなければならない（第132条第1項）とされている。また、高槻市介護保険条例において、第1号被保険者が納期限までに保険料を納付しないときは、督促状を発行しなければならない（第10条）とされている。

実施機関は、これらの介護保険事務を実施するに当たり、住民基本台帳に記録されている情報を収集等し、対象者を特定した上で事務を行っている。

なお、介護保険については、審査請求人が主張するような加入の意思表示と双方の合意により成立する民間の保険契約とは異なり、市は介護保険法の定めるところにより介護保険を行う義務があり、上記①又は②に該当することとなった市民は同法に基づき被保険者になるものである。

- (2) がん検診事務については、健康増進法第19条の2及び健康増進法施行規則第4条の2において、市町村はがん検診の実施に努めることとされており、また、がん対策基本法において、がんの予防等に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるもの（第13条）とされている。

そして、市は当該事務を実施するに当たり「高槻市がん検診・結核検診実施要綱」において、受診できる検診を年齢等により定め、広報誌、市のホームページ、チラシの配布等の方法により広く市民に周知し、受診希望者を募集すること（第3条及び第6条）とされている。

実施機関は、これらのがん検診事務を実施するに当たり、住民基本台帳に記録されている情報を収集等し、対象者を特定した上で事務を行っている。

- (3) 予防接種事務については、予防接種法において、市町村長はA類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、予防接種を行わなければならない（第5条第1項）とされている。

そして、予防接種法施行令において、疾病ごとに、年齢等により区分された対象者が定められており（第1条の3第1項）、予防接種を行う場合には、公告を行うほか、当該予防接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項その他必要な事項を周知しなければならない（第6条）とされている。

実施機関は、これらの予防接種事務を実施するに当たり、住民基本台帳に記録されている情報を収集等し、対象者を特定した上で事務を行っている。

- (4) 応援券事務については、令和3年度高槻市プレミアム付商品券事業実施要綱において、市域の店舗で使用できるプレミアム付商品券として「スクラム高槻『地元のお店応援券』（以下「応援券」という。）」を発行し、市民の消費を喚起することにより、新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動の制限を受けた飲食店

をはじめとする小規模店舗等を応援するとともに、市民の家計への支援を目的としており（第1条第1項）、令和3年3月1日又は同年4月30日時点で市の住民基本台帳に記録されている者を含む世帯に応援券の購入引換券を送付することとしている（第5条第1項）。

また、購入引換券が対象世帯に送達されず、市に返送等された場合は応援券の販売期間まで保管し（第5条第3項及び第4項）、返送された購入引換券の交付を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより申出をしなければならないとしている（同条第5項）。実施機関は、市に返送等され保管している購入引換券については、窓口や電話等により申出を受け付けており、その際に、本人確認を行う必要があることから、氏名、住所及び生年月日の確認を行っている。

実施機関は、これらの応援券事務を実施するに当たり、住民基本台帳に記録されている情報を収集等し、対象者を特定した上で事務を行っている。

3 本件決定のうち削除請求に係るものの妥当性について

審査請求人は削除請求に関し、条例第9条第2項に定める「本人外収集が可能となる例外事由」に該当しないにもかかわらず、住所等が収集されている旨を主張しているところ、条例は同条に違反する収集を削除請求の要件にはしていない。しかしながら、本件審査請求の趣旨に鑑み、審査請求対象事務における住所等の取扱いが、削除請求の対象事由を定める条例第15条のうち、第1号にいう「条例第7条第1項の規定に違反して（事務の目的達成に必要な範囲を超えて）収集等がなされているとき」に該当するか否かにつき、判断することとする。

これについては、上記2のとおり審査請求対象事務は、いずれもその実施に当たり、対象者を特定するため、若しくは当該対象者からの問合せに対応するために住所等の確認をする必要があることが認められる。

したがって、実施機関はこれらの事務の目的達成に必要な範囲内で住所等の個人情報住民基本台帳から収集等していると言えるから、条例第7条第1項には違反していない。

4 本件決定のうち中止請求に係るものの妥当性について

(1) 住民基本台帳の目的

住民基本台帳は、住民基本台帳法において「市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。」（第1条）とされている。そして、市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない（第3条第1項）、市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処

理の合理化に努めなければならないとされている（第3条第2項）。

住民基本台帳は、市町村が行う住民に関する事務の処理の基礎とすることが想定されているものの、市町村が行うあらゆる事務手続について住民基本台帳を用いることになれば、その範囲が際限なく広がることが懸念される場所である。これについては、『全訂 住民基本台帳法逐条解説』（平成26年 市町村自治研究会 42頁及び43頁）において、「『住民に関する事務の処理の基礎とする』とは、住民の住所などを住民基本台帳に記録することにより、市町村が行う各種の行政事務処理の基礎とすることをいうものであり、例えば、次のような事務の処理の基礎となるほか、住民基本台帳に基づき、常時、人口、世帯数及び人口動態の状況等を把握することができることから、各種の行政を適正に執行する上での基礎ともなり得るものであることをいう。」と記載されており、以下の事務が列挙されている。

ア 住民基本台帳に基づき、住民の居住関係の公証を行う。

イ 選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者について行う。

ウ 国民健康保険の被保険者の資格、後期高齢者医療の被保険者の資格、介護保険の被保険者の資格、国民年金の被保険者の資格、児童手当の受給資格等に関する事項を住民票に記載することにより、市町村や市町村長がその事務を担当する範囲においてこれらの行政の基礎となる。

エ 学齢簿の編製及び作成は、住民基本台帳に基づいて行う。

オ 生活保護及び予防接種に関する事務は、一般的に居住者を対象として行うこととされており、原則として、住民基本台帳に記録された者を対象として、その事務を行うこととなる。

カ 印鑑登録証明に関する事務は、各市町村において、住民基本台帳に記録されている者について行うこととされている。

(2) 介護保険事務及び予防接種事務

上記(1)アからカまでの事務は、法令等において、住民基本台帳に記録されている者に対して行うこととされている事務や市町村の区域内に居住する者に対して市町村が当該事務を実施しなければならないと定められている事務等が挙げられている。そして、介護保険事務及び予防接種事務は、まさに上記(1)ウ及びオに関する事務であるから、これらの事務を実施するに当たり、住民基本台帳に記録された住所等を用いることは住民基本台帳法の目的そのものであり、そうである以上、条例第10条第1項から第3項までの規定には違反していない。

(3) がん検診事務

がん検診事務については、市町村は、がんの予防等に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずることとされており、具体的な実施方法等は各市町村に委ねられているものと考えられる。これについて、市は要綱において受診できる検診を年齢等により定め、広報誌、市のホームページ等により市民に周知し受診希望者を募集することとしている。

がんは、我が国において昭和56年から平成27年までの35年間、死亡原因

の第1位で、がんによる死亡者数は年間30万人を超えていることから「国民病」といっても過言ではない状況にある。しかし、医療の進歩により、がんの早期発見、早期治療が可能な近時において、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率の向上に努め、がんを早期に発見することが極めて重要であることに鑑みると、健康増進法及びがん対策基本法に由来するがん検診事務の目的達成のために住民基本台帳を用いることは、上記(1)アからカまでに列挙された事務ではないものの、「市町村が行う住民に関する事務の処理の基礎とする」としている住民基本台帳法の目的に合致するものと考えられる。

また、仮に、がん検診事務の実施に当たり、住民基本台帳を用いることが、住民基本台帳法の目的に合致しないとした場合には、当該取扱いは、住民基本台帳に記録された個人情報の目的外利用に当たることとなる。この場合についても検討すると、条例第10条第2項第5号において「実施機関が審議会の意見を聴いて、公務の執行のため又は住民の福祉向上のため、特に必要があると認めたとき。」は目的外利用をすることができることとされており、「公務の執行のため又は住民の福祉向上のため特に必要のある目的外利用について（答申）（平成15年10月7日付け高個議第14号。以下「審議会答申」という。）」において目的外利用を認める事例が類型化されているところ、本件は、類型7「乳幼児健康検査、学齢簿・・・等の対象者を把握するために、年齢要件、居住要件等により住民基本台帳、外国人登録原票から該当者を抽出する」に該当すると認められる。

したがって、いずれにしても条例第10条第1項から第3項までの規定には違反していない。

(4) 応援券事務

応援券事務は、要綱に基づき実施している事務であり、法令等において住民基本台帳に記録されている者に対して行うこととされている事務や市町村の区域内に居住する者に対して市町村が当該事務を実施しなければならないと定められている事務等ではないから、その実施に当たり住民基本台帳に記録された住所等を利用することは、個人情報の目的外利用に当たるものと解すべきである。現に、実施機関においても、目的外利用に当たるとした上で、審議会答申の類型7に該当するとして目的外利用を行ったとしている。

ところで、審議会答申は、実施機関の内部又は相互での目的外利用の実情を踏まえ、頻回に生じる目的外利用を類型化してあらかじめ承認することにより、事務の円滑な遂行と個人情報保護の均衡を図るものと解されるところ、条例が公務の執行のため又は住民の福祉向上のため、特に必要があると認めた場合に行う目的外利用については、審議会の意見を聴くこととされている趣旨に鑑みれば、審議会答申において示された類型を、応援券事務のような答申時に想定されていない事務に対して適用することについては、当該事務の性質や目的外利用をする情報の種類などを踏まえ、厳密に解釈して運用すべきものであると考えられる。

本件については、審議会答申の類型7において「乳幼児健康診査、学齢簿、選挙人名簿、介護保険、高齢者の市営バス無料乗車証、敬老祝品等」と示されており、「等」の記載があることから、限定列挙されたものではないことが読み取れ

る一方で、応援券事務がこの「等」に含められるべきであるか否かについては疑義があるところであり、また、審議会答申において「慎重な取扱いを要する事務については、当審議会の意見を求めること」とされていることを踏まえると、本来は審議会に諮問をした上で目的外利用をすべきであったとも考えられる。

他方で、応援券事務は、市民の消費を喚起することにより、新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動の制限を受けた飲食店をはじめとする小規模店舗等を応援するとともに、市民の家計への支援を目的に市内の全世帯を対象とした事業であることから、公益性の高い事業であるといえる。また、目的外利用をしたとされる情報は、応援券事務を実施するに当たって必要最小限の個人情報であると認められることについては、上記3で述べたとおりである。そうすると、応援券事務の実施に関して審議会答申の類型7に該当するとして目的外利用をしたことは、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動の制限を受けた企業や市民に対して速やかに支援を行うべく、前例のない様々な施策を迅速に講ずる必要があった当時の状況を考慮すれば、違法・不当とまでは言えないから、条例第10条第1項から第3項までの規定には違反していない。

なお、審査請求人は、このほか、市の不作為等（作為義務違反）について主張しているが、本件決定に係る審査に関係がない主張であるため取り扱わない。

<附言>

実施機関が条例第10条第2項各号に基づく目的外利用を行おうとするときは、高槻市個人情報保護条例施行規則（以下「規則」という。）で定める場合（目的外利用をすることについて、法令の定めがあるとき等）を除き、その旨を本人に通知しなければならない（第10条第4項）。

この点、要綱のみを根拠に実施する応援券事務では、市の広報誌や応援券の購入引換券に係る送付文において、住民基本台帳に記録されている世帯を対象としている旨を周知しているものの、これらは上記規則に基づく通知とは言えないから、少なくとも応援券事務については条例第10条第4項による本人通知を実施していないものと認められる。

実施機関においては、条例及び規則の定めを改めて確認し、その厳格な運用に努められたい。

第4 結論

以上により、当審査会は、「第1 当審査会の結論」で述べたように答申する。

第5 当審査会の処理経過は、次のとおりである。

当 審 査 会 の 処 理 経 過

令和3年11月26日	・諮問書の受理
令和3年12月23日	・実施機関の弁明書の受理

令和4年 1月 7日	・審査請求人の反論書の受理
令和4年 3月17日	・実施機関からの意見聴取
令和4年 4月28日	・審査
令和4年 6月 3日	・審査
令和4年 8月30日	・審査
令和4年10月19日	・審査
令和4年12月 7日	・答申